

座間市 実践報告

生活困窮者自立支援支援制度の活用を通じた
居住支援への気づき



座間市マスコットキャラクター

「ざまりん」

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会
(第2回)令和5年8月1日

座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼地域福祉課長 林星一

さ 座間市について

し 「(す)まいのひとつ前の話」

す 「住まい支援の取組について」

せ 「生活困窮者自立支援制度」

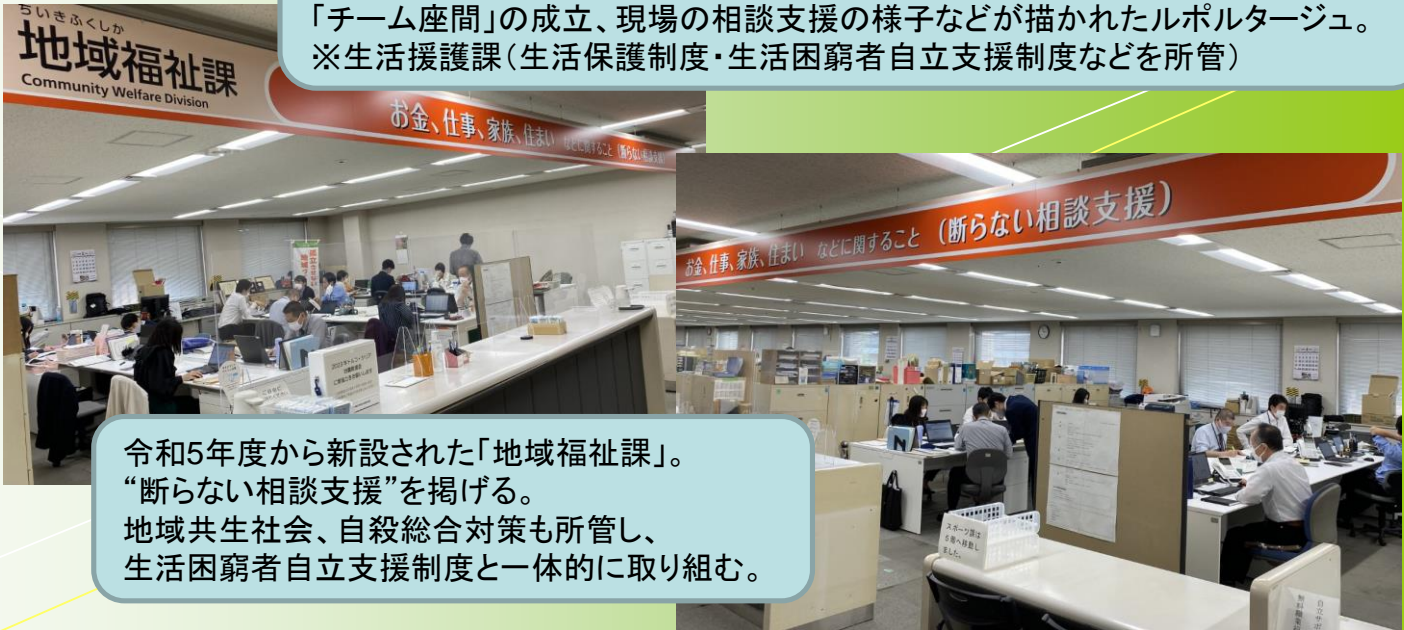
そ ソーシャルワークの現場の声

さ 座間市について

【人口】 130,753人 【世帯数】 59,885世帯
 (令和5年4月1日現在) 【面積】 17.57km²(4キロ四方)



『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』
 (篠原匡 著/朝日新聞出版/令和4年6月)
 座間市の「断らない相談支援」事業の立ち上げ、地域と行政が連携した「チーム座間」の成立、現場の相談支援の様子などが描かれたルポルタージュ。
 ※生活援護課(生活保護制度・生活困窮者自立支援制度などを所管)

令和5年度から新設された「地域福祉課」。
 “断らない相談支援”を掲げる。
 地域共生社会、自殺総合対策も所管し、
 生活困窮者自立支援制度と一体的に取り組む。

さ 座間市について

民間社宅団地再生と地域再生の連携 座間ホシノタニ団地の概要

小田急電鉄(株)社宅からホシノタニ団地へ

(駅前の95戸の空き家社宅を 借上げ公営住宅+民間賃貸住宅+子育て支援施設・カフェ・貸農園へ)

1 基本的な事項

(1) 竣工年

○ 1号棟 1962年竣工 壁式 ○ 2号棟 1961年竣工 壁式 ○ 3号棟 1965年竣工 ラーメン ○ 4号棟 1970年竣工 ラーメン

(2) 計画の概要

○ 1・2号棟 大規模改修後、借上げ公営住宅へ 40戸 座間市借上げ公営住宅

○ 3・4号棟 小田急電鉄でリノベーション(耐震補強含む) 55戸 賃貸住宅

3号棟の1階2戸分 農家カフェ(現在はランドリーカフェ「喫茶ランドリーホシノタニ団地」) 4号棟の1階3戸分 子育て支援センター(座間市が賃貸)

時代を先取りした
100の事例集

はじめませんか!
もうひとつの
住まい方

幅広い世代が助け合える住まい
自然を身近に感じる家など
住まう人の思いを活かす
新しい暮らしが開かれています。

AHLA
AHEAD Housing Learning & Living Association

プラチナ出版

※参考資料1に詳細

参加による住まいの再生
もうひとつの団地再生——民間社宅団地再生と地域再生の連携——

座間ホシノタニ団地

所在地：神奈川県座間市 事業名：小田急電鉄+座間市 社宅改修：2015年6月 事業内容：リノベーション賃貸住宅、借上げ賃貸住宅、子育て支援センター、農家カフェ(現在はランドリーカフェ)、質し農園、広場、交流イベント、ホシノタニマーケット等

座間の歴史のデザイン

まちの物語性の継承
ホシノタニ団地に積まれた歴史を物語として導出し、リノベーションによって建物の歴史の文脈を継承をめざした。近くにある座間の古刹・星谷寺には、足でも満天の星を眺めるといふ伝説の月が見える。その千年の歴史を受け継ぐ団地として、星と星がつながり星輝になるように、人と人、人とまちをつなぐ場所になってほしいという思いを込めて「ホシノタニ団地」と名付け、各棟の改修には、テーマカラー毎に四季の星座を散りばめたデザインを行っている。

地域とのつながりの創出
2015年の竣工以降、年に数回のペースで「ホシノタニマーケット」というイベントを開催し、地域の人とのつながりや交流を生み出している。

自治体との連携
小田急電鉄と座間市は、将来にわたる駅前連携策について検討を行い、社宅を活用した借上げ賃貸住宅や子育て支援センターの賃貸額によるテナント入居を行っている。これにより、多世代交流が図れるとともに、自治体との規約により空き家リースが軽減され、事業性の安定が図れ、民間賃貸住宅部分などでより大規模な事業計画を可能にした。このように公民が連携することで、圏域資源の活用が図られ、人口減少に歯止めを掛ける施策を展開することができた。なにより、各駅停車しか停まらない郊外の駅でも、魅力あるまちづくりが可能になることを確認できたことは大きな成果であった。

(文責：浅野美奈)

質し農園と広場

社宅を生かす
小田急小田原線座間駅前にあった1960年代に建設された4棟の小田急電鉄の社宅をリノベーションしたものである。「人とつながる、まちとつながる、みんなの駅前団地」をめざし、団地の真ん中に広場を配設し、広場のまわりと団地の1階にみんなが集えるような施設や場所を配設し、公共性の高い空間を座間市との官民連携で整備を行った。

開いた社宅から地域に開かれた空間へ
フェンスで囲まれ前面に対して閉鎖的な場所であった社宅を、フェンスをなくしてまちに開放して人々の出入りを自由にすることで、自然とまちが寄り添う空間のつながりを生み出し、賑わいと住環境の共有空間を目指した。また、団地を公園のように捉え、子どもたちが集まって遊ぶ場所や遊びの場として使われることで、まちの一部として復活し、新たな公共性をデザインし直すことができた。

リノベーション前(社宅の横、歴史的な説明)

ホシノタニマーケット

座間駅のデッキからホシノタニ団地入口付近

し「(す)まいのひとつ前の話」

(参考)「生活困窮者自立支援法の施行に係る町村への協力依頼について」の一部改正について(平成31年3月29日社援発329第13号厚生労働省社会・援護局長通知)

イ 福祉事務所を設置していない町村が法に基づく事業等を実施する方法

地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県が条例を定めることにより、福祉事務所を設置していない町村が、当該町村域に係る都道府県の事務を処理することも考えられる(この場合、当該市町村の長が管理し及び執行する。)

4 対象者の捉え方及びその把握・アウトリーチ

法の対象者については、これまでも現行の生活困窮者の定義のもとで、「断らない相談支援」が実践され、縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず、家計相談支援や住まいの確保など個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施することにより、その自立の促進を図ってきた。こうした生活困窮者自立支援の実践も踏まえ、改正法により、生活困窮者の定義の明確化が図られ、具体的には、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」が入念的に明示された。これを受け、関係者間において共有を進めることにより、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくことが重要である。また、この改正も踏まえ、失業を背景事情とする経済的困窮のみを対象とするなど、対象者を狭くとらえるという抑制的な運用とならないよう留意されたい。例えば、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県からの避難者についても、避難生活が長期化するとともに自立した生活の再建が進められている中で、その抱える課題も個別化・複雑化していることから、法の対象者となり得るものであり、そうした方も含め、関係機関との連携も図りながら支援を行っていくことが重要である。

上記対象者の考え方を踏まえ、早期的・予防的な観点からの支援を含めて適切かつ効果的な支援を実現するために、福祉事務所設置自治体において各種調査や統計の整理等を行い、対象者の層を把握することが必要である。また、福祉事務所設置自治体が主導的な役割を担い、外部の関係機関との連携体制を構築しておくことで、地域ネットワークから支援対象者に関する情報を把握できるようにし、必要に応じて訪問支援(アウトリーチ)を行うことが重要である。

さらに、税・年金・公共料金等の滞納者を支援につなげることが可能となるよう庁内での連携を進めることや、生活に困窮していると考えられる者の情報を早期に把握するため、電気・ガス・水道などのライフライン関係機関との連携を進めていくことが大切である。

改正法による改正後の法においても、事業実施自治体の各部署(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用動向を行うことを努力義務化している。この努力義務を効果的に果たしている例として、各部署間で対象者の同意のもと基礎的な情報の共有を行い、円滑なつながりを実現するシートを作成するなどの取組が見られている。

生活困窮者自立支援法「自立相談支援事業」

福祉事務所設置自治体 必須事業

厚生労働省

「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」P16

“4 対象者の捉え方及びその把握・アウトリーチ

法の対象者については、これまでも現行の生活困窮者の定義のもとで「断らない相談支援」が実践され、縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず、家計改善支援や住まいの確保など個々の生活困窮者の状況に応じて包括的な支援を実施することにより、その自立の促進を図ってきた。



生活困窮者自立支援制度の対象者

「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(生活困窮者自立支援法第3条)」。

相談者がそうした「おそれのある」状態にあるかどうかは広く相談を受け付け、話を聞くことからしか分かりません。

また生活困窮状況の原因となる課題は複合的であり、その程度もさまざまです。

このため事業開始1年目(平成27年度)に本市の自立相談支援事業では「相談を断らない」事を決めました。

し「(す)まいのひとつ前の話」

生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業(H27.4~)
相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付

無料職業紹介事業(H27.11~)

家計改善支援事業(H28.7~)

就労準備支援事業(H29.10~)

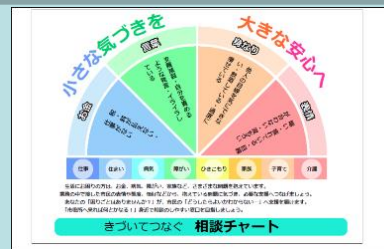
子どもの学習・生活支援事業
(相談員配置H27.4~/居場所づくりH30.7~)

一時生活支援事業
地域居住支援事業(R2.4~)
(居住支援推進事業R1.7~R2.3)

自立相談支援事業(アウトリーチ支援)R2.8~

ひきこもりサポート事業(居場所)
(R3.6~)

個別支援を通じた協働・連携から
作られる支援体制



市役所の機能を活かして相談につなげる

複合的な課題を抱えている相談者像の顕在化
初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

→1人当たり 3.88個

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20

「自立相談支援事業」
・経済的困窮 ・病気
・メンタルヘルス ・家族関係
「無料職業紹介事業」
・就職活動困難
「家計改善支援」
・家計管理の問題
・債務
「就労準備支援事業」
・社会的孤立 ・障害(疑い)
「一時生活支援事業/地域居住支援事業」
・住まい不安定
相談者の抱えている課題、
支援の実態の顕在化
→「事業化」へ

行政・制度だけでは
対応できない課題に直面

力を貸して下さい！

個別支援を通じて中間的就労
食料支援・居住支援など、
行政・制度だけでは対応できない
課題の解決のために地域の方々に
協力を求めた。
→「支援の実態づくり」につながった。



し 「(す)まいのひとつ前の話」 庁内連携の重要性 市役所の機能を活かして相談につなげる

<生活困窮者自立支援制度開始当初>

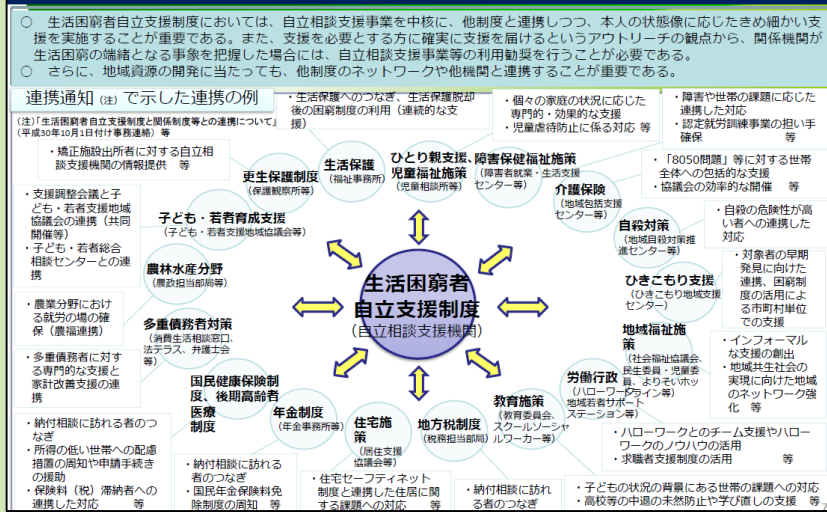
生活保護制度と同じ課であったため、生活保護非該当の相談を継続相談することからはじめたが、早期支援の必要性を痛感。

- ①「連携通知」(※)に関係する所属の長を集め、制度説明会を実施。生活困窮者自立支援制度施行と連携通知の概要について説明した。
→連携内容については所属毎に異なるため個別に係レベルで説明調整する旨、了解を求めた。
- ②連携通知に関係する所属(係レベル)を回り、制度説明、連携内容の確認を実施
→市民との接点が生じる職員(非常勤であることも多い)の理解が重要。

③相手先部署の困りごとの文脈で話を聞き、具体的な連携につなげた。
(例)税の滞納徴収に困っているキーパーソンになる家族がいないひきこもりの担当部署って？

⑤「庁内連携体制」の萌芽
「はじめの1件」「はじめの1人」から。
「はじめの1人」がリピーターになる事

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について



※通知「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」

税の滞納相談窓口での相談
「失業のため収入がなくなり支払えない」
!「(自立サポート担当につないでみよう)」
⇒窓口職員が同行し自立相談支援窓口へ
後日、分納相談にきたご相談者からの声
「あの窓口を紹介してくれてありがとう。」

④はじめの1件を大事にする。
※庁内連携による課題解決の成功体験を共有

し「(す)まいのひとつ前の話」庁内連携の重要性 市役所の機能を活かして相談につなげる

包括的支援体制構築専門部会 (現:包括的支援体制構築ワーキングチーム)

※副市長を委員長とする「行政改革推進委員会」に全庁横断的な専門部会を設け、平成29年9月~から活動開始。

<委員長指示内容>

複合的な課題を抱える市民に対して、庁内窓口等の連携を図り、全ての人が生きることには希望を持てるよう生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備すること。市民からの相談に対しての庁内ルールや、連絡体制の検討を行うこと。

	部	課	職名
グループ長	福祉部	生活援護課	課長
	健康部	健康づくり課	保健師
副グループ長	市長室	危機管理課	主事
	企画財政部	企画政策課	主事
	企画財政部	収納課	主事
	総務部	職員課	主事
	市民部	広聴人権課	主事補
	環境経済部	商工観光課	主事
	健康部	国保年金課	主任
	健康部	介護保険課	主事
	福祉部	福祉長寿課	主査
	福祉部	障がい福祉課	主事補
	福祉部	生活援護課	主事
庶務	福祉部	生活援護課	主査
庶務	福祉部	生活援護課	主事
	子ども未来部	子ども政策課	副主幹兼係長
	子ども未来部	青少年課	主事
	都市部	建築住宅課	技幹兼係長
	教育部	学校教育課	主任
	教育部	教育指導課	副主幹兼指導主事
	上下水道局	経営総務課	係長

取組の効果の例 「どうしたらよいかわからない」 へ支援を届けます。

(「広報ざま」令和2年8月1日号)
アウトリーチ支援開始時、
広報担当職員考案の見出し。

「広報をみました。どうしたらいいのかわかりません。」
という電話が入った。
→債務・メンタルヘルス・高齢...
(複合的な相談内容)

主訴がはっきりしなくても、
相談を受けとめる姿勢の重要性が
理解されてきたという手応え。



し 「(す)まいのひとつ前の話」 庁内連携の重要性 市役所の機能を活かして相談につなげる

「包括的支援体制構築ワーキングチーム」の取り組み



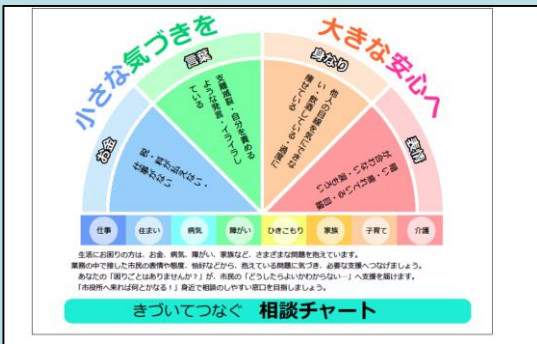
つながりシート	
相談者氏名	相談内容
相談日時	相談場所
相談者住所	相談者電話番号
相談者性別	相談者年齢
相談者職業	相談者学歴
相談者収入	相談者家族構成
相談者健康状態	相談者障害の有無
相談者相談の経緯	相談者相談の目的
相談者相談の経過	相談者相談の結果
相談者相談の今後の予定	相談者相談の今後の予定

「つなぐシート」
東京都足立区の取り組みを参考に
H30.9月より試行を経て実施。
相談者が多様な問題を抱えている場合
一つの窓口での解決はなかなかできず
複数窓口の案内が必要な場合もあるため、
複数窓口間における連携をスムーズにする
ためにシートを作成。
複数窓口間における連携をスムーズにする
ためのシート。

★相談内容をシートで共有 たらい回しを防ぐ 座間市が県内初の試み
神奈川新聞 | 平成30年12月17日
<https://www.kanaloco.jp/news/government/entry-146526.html>



研修会「みんなが相談員～マルっとぞま～」
「つなぐシート」の活用方法等: 集合研修⇒オンラインコンテンツ化
★座間市相談支援事業を強化研修行い、全職員に啓蒙
タウンニュース | 令和2年1月10日
<https://www.townnews.co.jp/0403/2020/01/10/513422.html>



★小さな気づきを大きな安心へ 職員向けの「相談チャート」を作成
市プレスリリース | 平成31年3月15日

<https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1614579257232/files/210315-3.pdf>



「相談ロゴ」
各課の作成するチラシ・通知に「相談ロゴ」を掲載し、生活に困っている方を支援につなぐ試み。

市プレスリリース | 平成31年3月15日

<https://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1614579257232/files/210315-2.pdf>

「(す)まいのひとつ前の話」

生活困窮者自立支援制度 はじめの3～4年で見てきたこと

生活困窮者自立支援制度の対象者

「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(生活困窮者自立支援法第3条)

庁内連携の重要性

庁内連携の推進が、
基礎自治体を実施するさまざまな支援
=「いのちを守るサービス」を届けることにつながる。

生活保護相談との関係からみた自立サポート相談(自立相談支援事業)が担っている機能

法律制定の趣旨(「生活困窮者自立支援法の公布について(通知)」平成25年12月13日 職発1213第1号/能発1213第2号/社発発1212第4号)現在、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果にも見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」も生じている。
こうした中で、生活困窮者の自立を促進するには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットの充実強化を図ることが必要である。(後略)

生活保護課 相談件数 (生保+自立サポート)	生活保護制度					生活困窮者自立支援制度(自立サポート)				
	面接相談件数 (実人数)	申請ケース数	申請に至らなかった 相談件数・割合 (①-②)	生活保護から 自立サポートに つないだ相談件数・割合		新規相談数	生活保護以外 からの相談受付	自立サポートから 生保申請に つないだ件数・ 生保申請内の割合	(参考) 就労者数	
H26	719	278	441	-	-	-	-	-	-	
H27	736	310	254 45.0%	30	11.8%	240	210	38	12.3%	46
H28	730	290	211 42.1%	47	22.3%	314	267	38	13.1%	82
H29	741	293	118 28.7%	38	32.2%	412	374	44	15.0%	151

※データ出典:産別市「生活保護実施状況報告書」・産別市「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況(報告)」より

★生活保護課全体の相談案件数は制度開始前と比べ微増である。

- ①「(生活保護)面接相談件数」の減少
- ②「申請に至らなかった相談」の減少・自立サポートへつなぐ相談割合の増加
- ③「生活保護窓口以外からの相談」の増加
- ④生活保護申請における自立サポートからのつなぎ割合の増加

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットとしての支援機能

社会保障制度につなげられない層を制度につなぐ機能(生活保護制度だけではなく他法他施策活用も含む)

「社会的孤立」と「包括的支援の必要性」

複合的な課題を抱えている相談者像

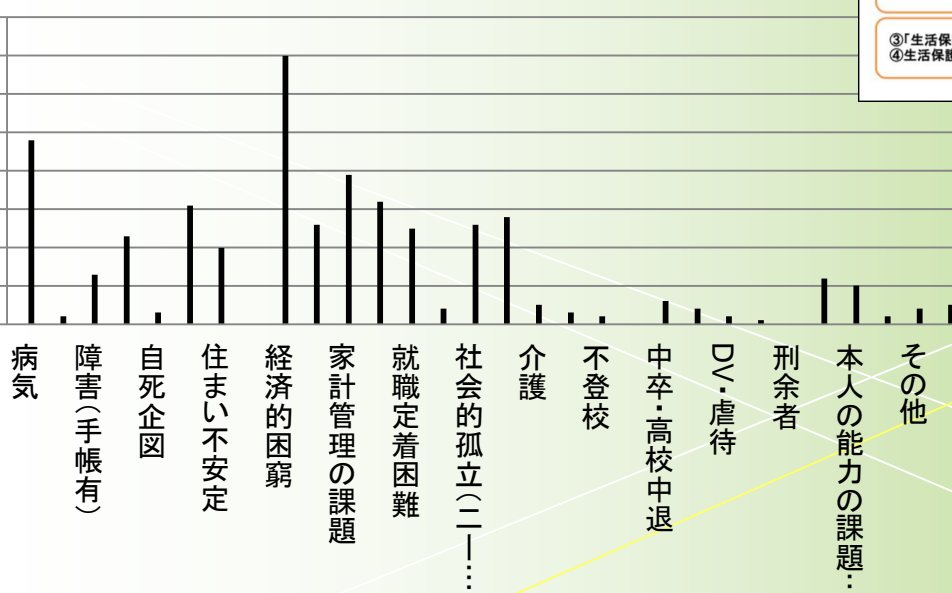
初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

- ・経済的困窮 70
- ・病気 48
- ・家計管理の問題 39
- ・就職活動困難 32
- ・メンタルヘルス 31
- ・家族関係 28
- ・社会的孤立 26
- ・債務 26
- ・障害(疑い) 23
- ・住まい不安定 20



「住まい支援」

複合的な課題の中に住まい支援ニーズがある
住まい支援ニーズの背景に複合的な課題がある



個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制

行政・制度だけでは対応できない。

(制度適用や公的機関との連携だけでは対応できない課題が山積)

ex. 中間的な就労に関すること、居住に関すること、一時的な食料支援等

力を貸して下さい！

ダメもとです。

個の支援を通じて
地域の方々と知り合う
(ご縁)

“ダメもと”の例

外国籍の方の求職相談。

日本語がネックとなり、なかなか求職活動がうまくいかない。そこで職員が昔、市広報を担当していた時に取材に行ったクリーニング店で外国籍の方が多く働いていたのを思い出し、“ダメもと”で電話した。当該クリーニング店の方から別のクリーニング店の紹介を受け、無料職業紹介として求人登録。今回のご相談者だけではなく、引き続き、外国籍の方への就労紹介先としても継続することになった。

(求人先開拓＝社会資源開拓)

し 「(す)まいのひとつ前の話」 社会的孤立と包括的支援への対応 個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制

12

多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組み「チーム座間」

「座間市地域福祉課 自立サポート係」

(自立相談支援員・就労支援員・住居確保給付金担当・子ども健全育成支援員)

「座間市社会福祉協議会」

(家計改善支援事業・子どもの生活・学習支援事業・生活支援コーディネーター)

「生活クラブ生協/NPOワーカーズコレクティブ協会/さがみ生活クラブ生協」

(就労準備支援事業「はたらつく・ざま」/居場所事業「みんなの居場所 ここから」)

「厚木公共職業安定所(ハローワーク)」(生活保護受給者等就労自立促進事業)

「認定NPOきづき」「(社福)県央福祉会ブックカフェひばりが丘」(認定就労訓練事業)

※障害福祉サービス事業所

「社会福祉法人中心会 ユニバーサル就労支援事務局」(社会福祉法人公益事業)

「神奈川県弁護士会 貧困問題対策本部」(生活困窮者自立支援事業助言弁護士)

「相談オフィスわへくすけあ」(アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業)

「株式会社シグマスタッフ」(県事業/生活困窮者等就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業)

「社会福祉法人足跡の会」(助葬事業/令和2年～4年度 座間市相互提案型協働事業)



包括的な支援体制を構築する中で感じた課題意識
「(す)まい支援を含む包括的相談支援体制の課題」
(社会的孤立に対応する)

「(し)まい」(終い)に向けた体制づくりも必要なのではないか

生活困窮者自立支援制度の対象者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者(生活困窮者自立支援法第3条)」とされています。

相談者がそうした「おそれのある」状態にあるかどうかは広く相談を受け付け、話を聞くことからしか分かりません。

また生活困窮状況の原因となる課題は複合的であり、その程度もさまざまです。このため事業開始1年目(平成27年度)に本市の自立相談支援事業では「相談を断らない」事を決めました。

さまざまな相談に向き合う中、制度の隙間に陥った相談者の複合的な生活課題を解決するには、行政や制度の力だけでは足りないことがわかってきました。

目の前の相談者の困りごとを解決するために、地域の方々の力を貸してもらうことが増えていき、個別支援を通じて出会った地域の方々との「ご縁」のつながりが支援のネットワークとなっていきました。そうした経緯から生まれたのが、生活困窮者自立支援の

「チーム座間」です。

し 「(す)まいのひとつ前の話」 社会的孤立と包括的支援への対応
「しまい」(終い)に向けた支援体制づくり

このままでは、あなたは
無縁遺骨に
なってしまうかも…

ご親族や友人に迷惑をかけるため
生前に考えておかなければいけないこと

他人ごとだと思いませんか？



社会福祉法人 足跡の会
エンディングサポートセンター

死後の決め事がないまま 孤独死を迎えた場合の困りごと

入院・治療が必要になった場合

意識が戻るまで治療方針の意思決定できません。また、入院費等の未回収が発生することも考えられます。

自宅の後処理

居室の清掃費用や遺品の整理等の費用がかかります。賃貸の場合は入居時の預り金をはるかに超える費用負担が発生します。

お金のこと

保険金や遺言があっても預金はご本人以外引き出せません。(法的手続きを行った場合、債権者は費用負担が発生してしまいます。)

火葬・埋葬について

自治体の負担により火葬を行います。ご遺骨はご遺族の引き取りがない場合行き場を失います。

ご遺族たちに迷惑がかかる

遠方の親族や遠い親戚などに費用負担が発生してしまいます。また、ご遺骨の引き取りなどの問題を急いで決めなくてはなりません。

生前は誰にも迷惑をかけずに生きてきた方でも
死後になって、周囲に費用の負担や苦勞をかけてしまいます。

生前にしっかりと 決め事を考えていた場合

エンディングノートを作成しましょう

行政や後見人などと相談してエンディングノートを作成することで、さまざまな知識を得ることができます。

リビング・ウィルを事前にいきましょう

治療方針の意思確認(リビング・ウィル)を事前に行うことで、意識がない状態でも適切な治療が行えます。

火葬～葬儀もスムーズ

死後に行うことを事前に決めておき、費用を用意しておくことで葬儀、納骨もスムーズにご本人の希望通り行うことができます。

ご遺族たちも安心

遠縁の親族などにも迷惑がからず安心です。

「死後事務委任契約」制度を活用できます。

死後事務委任契約とは、死後の煩雑な事務手続きを、生前にうちに誰かへ委任しておくことができる制度です。

周囲に迷惑をかけずにスムーズにご遺骨の埋葬までが進み
残された方も安心して見送ることができます。

まずは、ご自身の死後の事柄について何を知っておくべきか、正しい知識を得ておきましょう。
ひとつでも心配なことがあればご相談ください。 TEL 046-252-0777

「無縁遺骨を縁のある遺骨に変え適切に埋葬する事業」パンフレット

座間市相互提案型協働事業(令和2年～4年)

「無縁遺骨を縁のある遺骨に変え適切に埋葬する事業」

社会福祉法人足跡の会と市・生活援護課(当時)との協働事業。

相談会・セミナーの実施、助葬、合祀墓への埋葬支援等を通じた啓発活動などを実施。

す「住まい支援の実際について」 個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制

NPO法人ワンエイド(居住支援法人)との協働



ある日、市内で高齢者の生活支援や住まいのサポートを実施している「NPO法人ワンエイド」に訪問した時のことでした。ワンエイドさんは活動開始当初は、高齢者への生活支援を中心に活動していましたが、高齢者の様々な生活ニーズに応じていくうちに居住に関するサポートもはじめた団体でした。

これまでの取り組みを通じて高齢者や母子家庭等の生活困窮が見えてきており、自分たちの団体でできることがあれば是非協力させてほしいとお申し出をいただきました。ちょうど、当座の生活をしのぐための食料の確保について苦慮している頃でしたので、思い切ってダメ元でフードバンクに取り組みただけないかとお願ひしたところ、ふたつ返事で「はい、やらせてください」とのこと。それからすぐに市内でのフードバンク活動がはじまりました。NPO法人ワンエイドさんとの連携はここからはじまりました。

※高齢者住宅財団発行「財団ニュース150号」より

居住支援法人の取組事例

①ホームレス等の低所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとりにしない」支援

NPO法人 抱擁(福岡)

- ・空き家を改修し、高齢者、障害者、利権者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
- ・生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワズ(東京)

- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
- ・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
- ・社会的・情報的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実現

NPO法人 ワンエイド(神奈川)

- ・不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
- ・フードバンク活動も併せて展開。

②要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会(東京)

- ・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
- ・家主への支払いを減額した上で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

④外国人に特化して多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター(神奈川)

- ・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
- ・多言語対応の住宅借方マニュアル等のパンフレット作成。
- ・物件説明や契約の際など必要に応じて通訳ボランティアを派遣。

⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会(熊本)

- ・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

川口 加奈さん(かわぐち かな)
認定NPO法人HomeDoor 理事長
誰もが困ってもやり直せる。そう信じて、誇った活動はSNS発信してくださいます。SNS発信する事で、住み手は、地元にHomeDoorや地域の自治体に相談してください。

近藤 博子さん(こんどう ひろこ)
気まぐれいぬ部員だん 店主
「人は、人に寄り添ってしのぎを削らない生き物なんです」困窮者支援活動に力をつける言葉を大切にしています。

マクジルトン・チャールズさん
ゼカッドハブ・サービス・ジャパン CEO
すべての人に、食べ物、誰もが困窮でも十分な食糧を受けられる社会の実現には、皆さんの協力が重要です。

生木 裕美さん(しょうき ひろみ)
道徳野南市役所 市民部次長
「少しの助けがきっかけで輝ける支援があります。『おたがいのき』を活かして読書・自立する方が安心してつなげられる地域づくりを目指します。

森 佳光さん(もり よしみつ)
NPO法人 食の未来 実行委員 広報担当 兼 食育プロジェクト担当
子どもを中心に「居場所」コミュニティに、多様な世代と企業の間で、「豊かさと自立」の解決の可能性を創りましょう！

森本 かがりさん(まもり かがり)
NPO法人ワンエイド 理事
ワンエイドは住まいの確保を解決するために活動してきました。また、生活のサポートとしてフードバンクや見守りなども実施しています。居住の困難には多様な関係の連携がありますが、一人ひとりに寄り添った支援を行い、関係者と連携することでゆきしほの循環をつくりだすことが出来るのではないかと考えています。

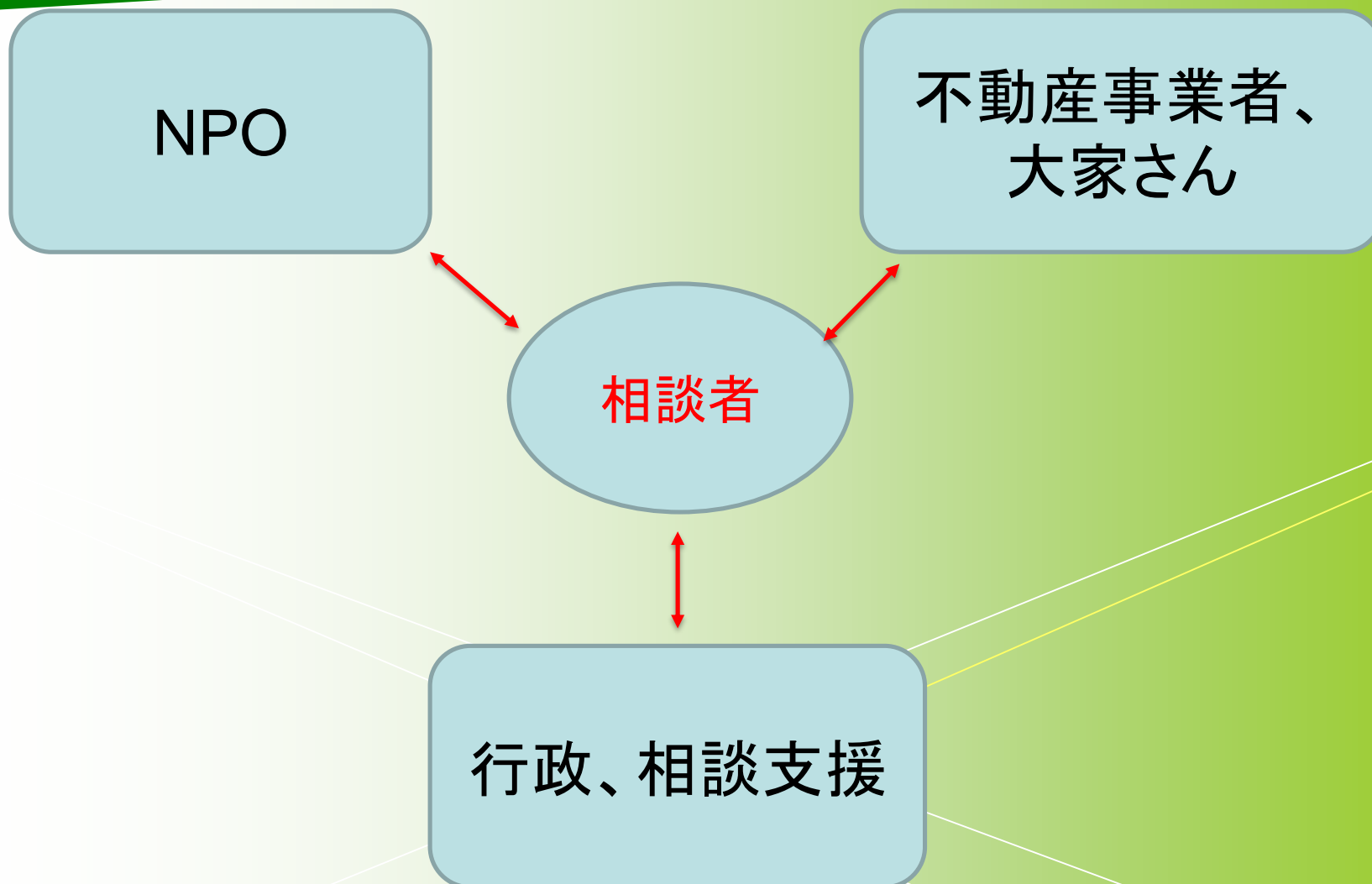
(内閣官房)第2回孤独・孤立フォーラム(令和3年7月1日)
「生活困窮(食と住を中心として)」登壇

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制

NPOワンエイドとの連携事例(一時生活支援事業実施前)

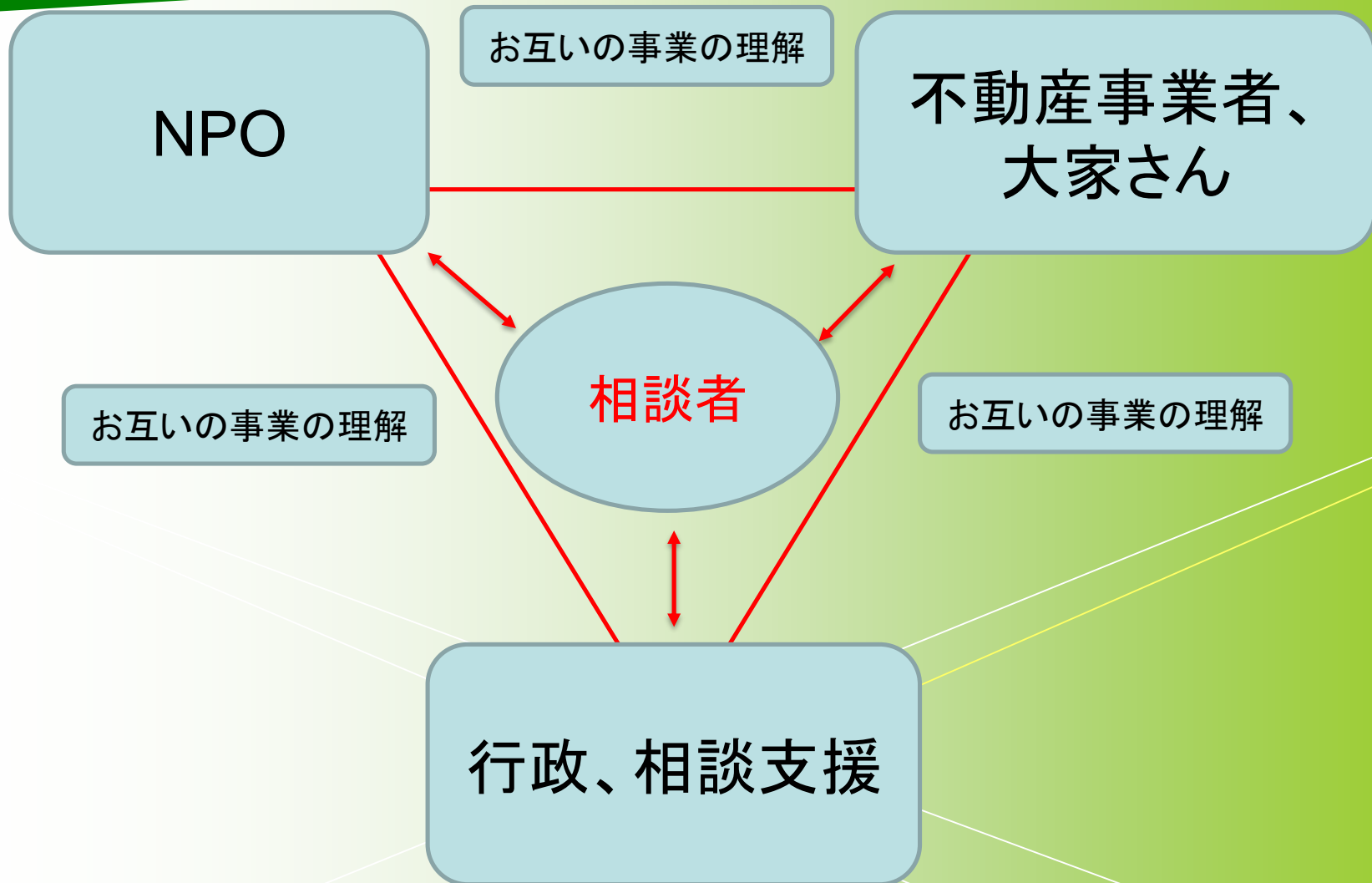
- ・ホームレス状態になった高齢者への支援
市税滞納による差し押さえから家賃未納→ホームレス状態に
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援事業につながる。
(差押解除の調整/アパート入居相談/食料支援/見守り)
- ・ネットカフェ生活者
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援につながる。
(アパート入居相談/家計改善支援・税分納相談)
- ・社員寮からの退去
⇒建築住宅課(市営住宅の相談)から自立相談支援につながる。
(就労支援/アパート入居相談/引っ越し作業)
- ・世帯主の傷病(うつ病)による収入喪失、住宅ローンが支払えない。
⇒障がい福祉課(精神保健担当)より自立相談支援につながる。
(妻の就労支援/アパート入居相談/物件売却/家計改善支援)

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制



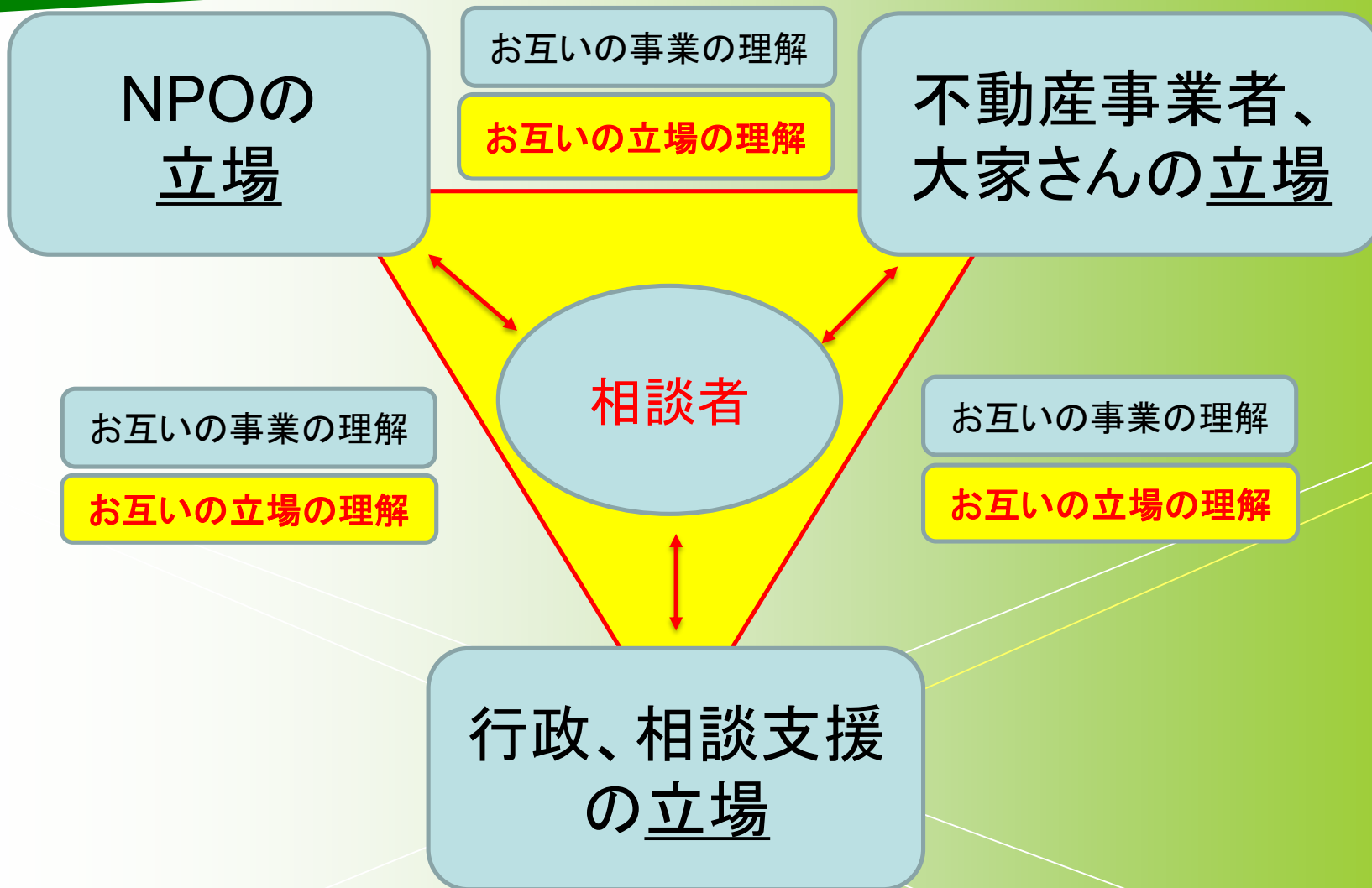
それぞれがバラバラに相談者に関わっている状態

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制



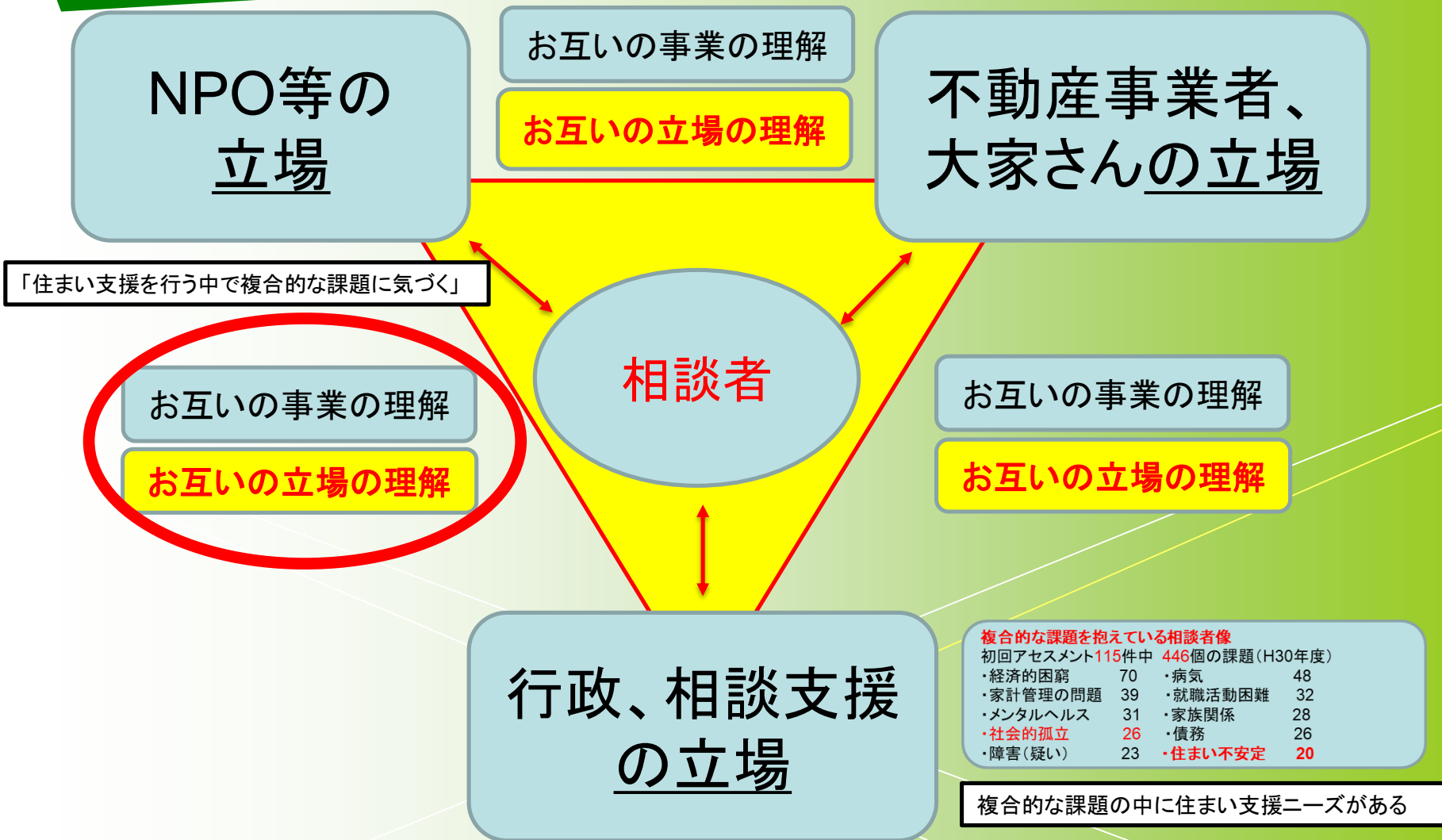
①支援を通じて「つながり」が出来た段階。
まずはお互いの事業について知ることが必要。

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制



②個別支援を通じて連携・理解が深まることで、「立場」に対しても理解が進む。

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制



③居住支援の取り組みを事業化する必要性を認識

す「住まい支援の実際について」 個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制

「座間市生活困窮者自立支援地域ネットワーク研修事業」

座間市生活困窮者自立支援事業地域ネットワーク研修事業
 兼 神奈川県居住支援協議会市町村居住支援協議会設立準備会議意見交換会

座間市および周辺の自治体の
 不動産事業者さま・貸主さま・福祉関係者さまへ

人と地域を “つなぐ” 居住支援

この研修会をきっかけに、
 参加者皆で
 地域の連携体制構築を
 目指しましょう!!

平成30年
 日時 **12/14 金** 13:30~17:00
 会場 **座間市総合福祉センター**
 サニープレイス座間 多目的室A・B
座間市緑ヶ丘1-2-1 神奈川県座間市
 対象 **不動産事業者、貸主、
 福祉関係者(地域包括支援センター等職員等)、
 座間市及び周辺の自治体の建築課長・福祉部門職員、
 その他関心のある方**
 定員 **100名** 希望順にの応募、随時定員
 主催: 座間市 (実行者: 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会)
 共催: 神奈川県居住支援協議会

生活困窮者の自立支援、生活支援の相談を受けて、生活の切り替えとなる「住まい」に関わる支援は重要ですが、しかし、自立支援や生活支援相談にあてられている窓口は、不動産関係に関する情報が少なく、一方、不動産関係者も地域の生活支援に関する情報が少なく、相互の情報共有・連携ができていないという課題があります。
 本研修会では、住まいに関わる方々と生活困窮者に参加いただき、参加者相互の意見を聴き、それぞれが生活困窮者の自立支援に活かせるヒントという共通課題を探っており、今後の地域の連携体制を構築する「はじめの一歩(出会いの場)」となります。

お申込みは速速へ

カリキュラム

13:30~	オリエンテーション	
13:30~14:40	生活困窮者の自立支援と居住支援	講師 特定非営利活動法人 協働理事長 奥田 知志 氏
14:50~15:35	居住支援に求められる連携	講師 100オリコフコレストイロシユア
15:35~16:10	座間市における居住支援に係る取組	報告 座間市生活支援課長/100Fランディド
16:10~16:40	人と地域を“つなぐ”居住支援	座間市福祉課による意見交換
16:40~16:55	意見交換内容の発表・講評	
16:55~17:00	市町村居住支援協議会の役割について	講師 神奈川県居住支援協議会



神奈川県居住支援協議会と連携し、研修会を共催。

県居住支援協議会の持つ不動産関係者のネットワークと地域の福祉関係者(地域包括支援センター・相談支援事業者等)をつなげ、関係づくりを通じて地域課題の共有をはかる試み。

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制

2019年度(令和元年度)新規事業として予算化

居住支援推進事業(その他事業)

※プロポーザル方式により選考

- (1) 住宅困難者が安定した住まいを確保できるよう、住まいに関する相談窓口を設置し相談に応じるとともに、希望に沿った賃貸物件情報の収集及び紹介
- (2) 住宅困難者への定期的な見守りや生活相談等、生活支援
- (3) 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会の有する物件や、居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓

⇒ 2019年度(令和元年度)7月から開始

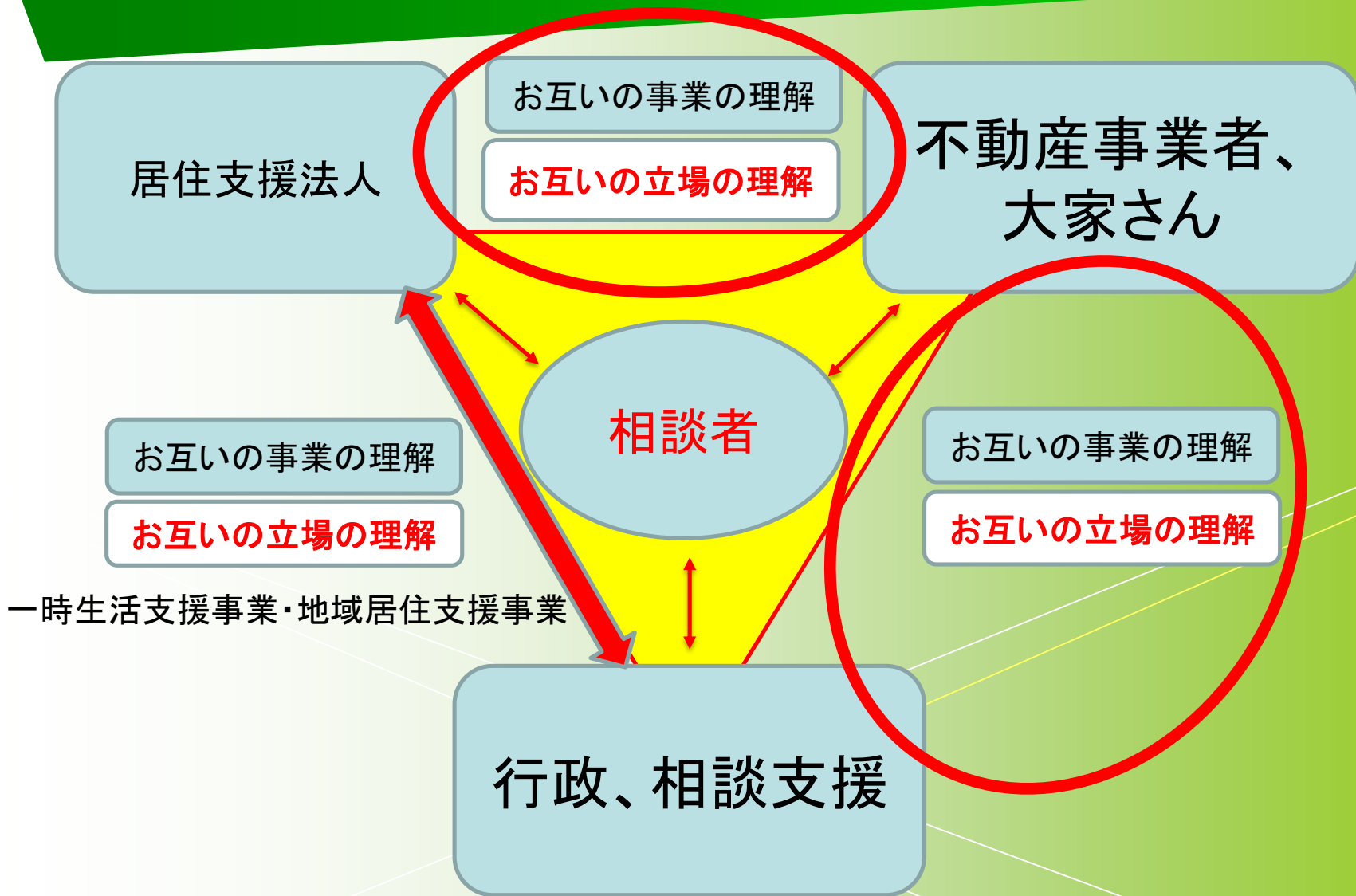
2020年度(令和2年度)

一時生活支援事業/地域居住支援事業開始



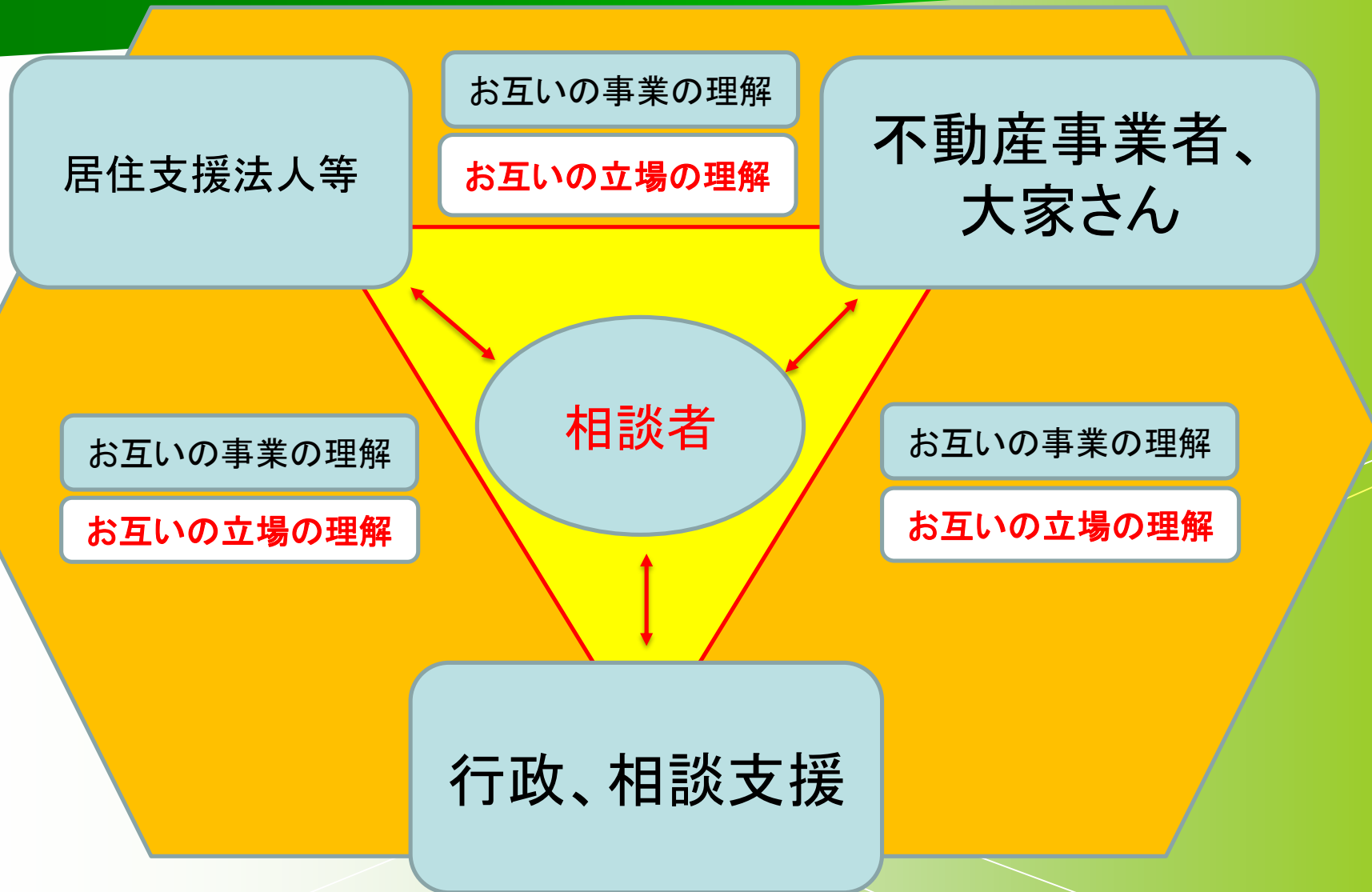
更なる大きな課題が

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制



④取り組みを広げていく仕組みが必要

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制



プラットフォーム(居住支援協議会)の検討

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(国土交通省) 応募理由

庁内において居住支援に関する施策や住宅セーフティネットに関する施策について主管部署をどの部署とするか等の調整が不十分であり、居住支援協議会設立に向けた動きに至っていない。

居住支援には、住まいの確保等に関する支援(ハード)と住まいでの暮らしに関する支援(ソフト)が必要であると考えている。保証人や“身寄り”の問題など、単身高齢者の問題を中心に課題は顕在化してきているが、基礎自治体にハードとソフト両面に関して関係者が集い、課題を共有・解決していくためのプラットフォームがなく、有効な施策が打てない状況を問題と考えている。

➡ 3度の勉強会等の開催を通じて、住宅部局との課題共有を進めた。



住宅セーフティネットについての勉強会(2019.10.25)



県居住支援協議会研修会(2019.1.16)



住まいに関する支援の勉強会(2020.2.13)

個別支援を通じた協働・連携から 作られる支援体制

住宅部局との連携による取り組みの深化(令和2年～)

市営住宅の保証人要件廃止

・令和2年3月議会に条例改正案を上程→改正(令和2年4月から)



一時生活支援事業/地域居住支援事業を開始(4月)

・居住支援推進事業を強化

コロナ離職者の市営住宅の一時入居を開始(7月)

相談支援・居住支援との連携により早期生活再建を目指す

座間市居住支援協議会設立(令和3年6月)

『座間市居住支援協議会』(事務局:地域福祉課)

<会員>50音順

一般財団法人 高齢者住宅財団/公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部/公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会
公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部さがみ支部/座間市※/座間市障がい児者基幹相談支援センター/社会福祉法人座間市社会福祉協議会
社会福祉法人足跡の会/特定非営利活動法人神奈川県空き家サポート協会/特定非営利活動法人ワンエイド/ホームネット株式会社

※座間市(庁内)

人権・男女共同参画課(人権・男女共同参画係)/市民広聴課(市民広聴係)/こども家庭課(こども相談係)/
地域福祉課(参事兼課長/地域福祉係/自立サポート係)/長寿支援課(長寿支援係)/障がい福祉課(障がい者支援係)/生活支援課(支援第1係:生活保護)
都市整備課(住宅政策担当課長/市街地整備係/市営住宅係)

す 「住まい支援の実際について」

生活困窮者自立支援制度を活用した包括的支援事例①志村恭介さん(仮名)²⁶

- ・東北地方の人口2万人ほどの小さな街で生まれ育った。
- ・実家は商売を営み、父母・姉・兄・主の5人で暮らしていた。
- ・高校卒業後、地元の中小企業に就職。
- ・20代で結婚、2児をもうけ、20年前にマイホームを購入。



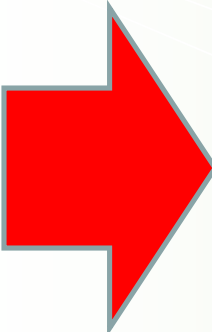
◎収入に対して住宅ローンが大きく、カードローンを利用したことから
債務が大きくなり自転車操業状態へ→借金総額が2000万円超

◎妻と離婚、親権は妻へ

◎退職金で借金を返済しようと考え、27年間勤務した会社を退職

◎再就職した飲食店のバイトになじめず、何もかも嫌になり軽バンで出奔。

→「最終的に東京でホームレスになり、最後は路上で野垂れ死ぬ」

- 
- ★たどりついた市内不動産店から自立相談支援事業に相談がつながる
 - ★就労支援によりアパート付き(寮)の仕事(派遣)が見つかり就職。
 - ★家計改善支援事業(座間市社協)により債務整理、
自分でアパートを借りるための入居費の貯蓄などを支援。
 - ★**地域居住支援事業**によりアパートに入居。



◎障がい者支援施設の正社員として就職。

◎故郷の姉が自宅を購入。交流再開、帰郷。

「怒られると思いましたが、終わったことは仕方ないって。いい話ことができました」

す 「住まい支援の実際について」

生活困窮者自立支援制度を活用した包括的支援事例②竹内スミ子さん(仮名)

27

・座間市内で30年以上、美容院を営んできた。

◎2020年4月。「緊急事態宣言発令でお客さんが誰も来ない。」

◎翌月の5月に借りている店舗兼自宅の契約更新がある。

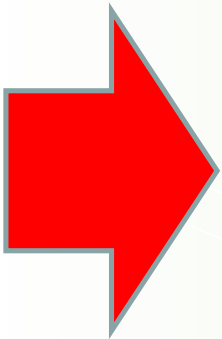
◎高齢(70歳間近)になってきたため美容師の仕事に見切りをつけようとも考えていた。

しかし、美容師を廃業し物件の契約更新を見送れば、自宅と仕事を同時に失う。

◎大家さんに数十万円の保証金を預けているが、原状回復しなければ返ってこない。

◎手持ちのお金はほとんどない。



- 
- ・就労支援による転職支援→無料職業紹介事業(直営)の活用
 - ・「後払いで原状回復の作業をお願いできる工事業者の紹介」を依頼(泣きのお願い)
 - ・自宅の転居先の確保を支援(地域居住支援事業)
→仕事が決まっていたので審査が通りやすかった。

https://note.com/asahi_books/n/nebdfe11f7d5a (朝日新聞出版さんぽ)

相談員

「チーム座間の何が欠けても、うまくいかなかったと思います。引っ越しが終わった時は、本当にほっとしました。」

「とにかく当時は支援のためのアイテムがなかったですから。相談者に法テラスのチラシを渡して、『ここに相談してはいかがですか』というような状態でした。」(立ち上げ当初からの相談員の言葉/『誰も断らない』p214)

- ・自立相談支援事業・庁内連携「断らない相談支援」における、相談内容等の把握・検証から居住支援の必要性に気づいた

➡ **基礎自治体が「ニーズ」をとらえる必要がある**

「居住支援のニーズを把握するため、各自治体において、ホームレス及び不安定居住者からの相談内容等を把握・検証すべきではないか」

(R4.4.26「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」P60)

- ・居住支援は行政・既存の制度だけでは対応できない。

➡ **「ニーズ」をもとに既存の制度をフル活用することも必要
(生活困窮者自立支援制度:任意事業の実施など)**

- ・個別支援を通じた協働・連携から支援体制が出来上がる

➡ **「住まいの確保」だけではない包括的な支援が必要**

せ 「生活困窮者自立支援制度」について

キーワードは「連携」

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」	「社会福祉法」	「生活困窮者自立支援法」	「孤独・孤立対策推進法」	「自殺対策基本法」
<p>(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携) 第五十六条</p> <p>国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を推進するに当たっては、住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務) 第六条</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第二条</p> <p>2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。</p> <p>(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務) 第四条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。)は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。</p>	<p>(基本理念) 第十一条</p> <p>国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(関係者の連携協力) 第八条</p> <p>国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。</p>

せ 「生活困窮者自立支援制度」について

キーワードは「連携」。しかし...実際の連携は簡単ではない。

「住まい支援」における連携で注意すべき点(初期の実践から)

自立相談支援事業

「複合的な課題の中に住まい支援ニーズがある」

複合的な課題を抱えている相談者像

初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20

「入居の支援をお願いします」

居住支援法人

「住まい支援を行う中で複合的な課題に気づく」



入居相談時に入居支援より前に整理すべき課題があることが明らかになる場合も少なくない。

つなぎ戻しの発生

住まい支援において連携するための「立場」の理解、アセスメントや情報共有の「スキル」や「仕組み」が求められた。

「一時生活支援事業の従事者に対しては、支援対象者の特性の見立てや居住支援の包括性、庁内連携の推進について研修を実施する必要があるのではないか」(R4.4.26「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」P60)

居住支援に関する研修の強化が必要
(自立相談支援事業・一時生活支援事業・地域居住支援事業)

(介護保険)相武台地域包括支援センターから 1/2

<過去の相談履歴から>

事例① 80歳代女性

保証人になる娘と一緒に不動産屋まわりをしたが高齢者の一人暮らしが条件であるため、借りることが出来ない。

→高齢であり、さらに独居であることから保証人がいても賃貸住宅を借りることができない。

事例② 90歳代男性

居宅内を汚すことが多くなり、それを見た大家が退去を求めている。

→程度の差があるが、部屋を汚す・ゴミ屋敷を化していること＝部屋の管理ができていないことを理由に退去を求められることがある。

事例③ 70歳代男性・80歳代女性の夫婦

家賃を大家へ振り込む方法をとっていたが、認知機能の低下により振り込みができなくなる。家族が代理で入金しようとしても入金先が不明なため対応できない。

大家が集金をすればよいが、大家も高齢であり訪問での集金や督促ができなくなっていたため長期間の滞納となる。

→認知機能の低下により、家賃の支払い自体が困難になる。

集金代行業者を利用しない場合には、家族による対応が困難になることがある。

(介護保険)相武台地域包括支援センターから 2/2

<過去の相談履歴から>

事例④ 80歳代女性

分譲マンションに居住しているが、管理費の滞納が長年続いており管理会社から再三の督促があっても応じない。他の住民の郵便物や新聞をポストから抜き取るようになり、退去を求められる。

→分譲住宅であっても費用の支払いがあり、認知機能が低下して以降に支払いをめぐってトラブルが発生する。

事例⑤ 80歳代女性

生活保護利用者であるが、木造アパートの2階に下肢機能の低下した高齢者が住み続けており、外出に支障がある。

→居住先の賃貸住宅の選定やその後の状態変化による住み替えに生活保護担当者が積極的に関与しないことから本人の身体状態に適さない住環境での生活を続けている。

(障がい福祉)アガペサポートセンター(相談支援事業者)から 1/2

事例① 30歳代・女性

知的障がいがあり、療育手帳A1(最重度)を取得している。

こだわりが強く、破壊行為もあり、他入居者への影響も心配して、入所施設が見つからない。神奈川県では、県立の入所施設を縮小していく方向性が示されており、最重度のケースは、24時間ヘルパー複数対応でひとり暮らしをモデルとして示されているが、そもそも破壊があるケースで賃貸物件を見つけるのは容易でない。

事例② 30歳代・男性

知的障がいがあり、療育手帳B2(軽度)を取得している。

聴覚の感覚過敏があり、被害的に物事をとらえる傾向があり、物を外に投げて近隣トラブルが避けられない。賃貸物件の契約が解除となったが次の住まいが見つからず、無料低額宿泊所に入居しているが、本人の望む生活ではない。

事例③ 30歳代・女性

知的障がい・精神障がいがあり、療育手帳B1(中軽度)・精神保健福祉手帳1級を取得している。精神科病院からの退院時の住まいにおいて、今までグループホームでは人間関係でトラブルになることが多く、ひとり暮らしを希望。**不動産店では、精神障がいがあると紹介できる物件は限られると話があった。**結果的には、知人の伝手で物件を見つけることが出来た。

(障がい福祉) アガペサポートセンター(相談支援事業者)から 2/2

事例④ 50歳代・男性

視野狭窄による視覚障害があり、身体障害者手帳5級を取得している。
無料低額宿泊所に入居していたが、ひとり暮らしの希望が上がる。視覚障害があることで火元の管理が不安と断られることが多かった。

事例⑤ 50歳代・男性

知的障がいがあり、療育手帳B1(中軽度)を取得している。
両親と住んでいた賃貸物件で、両親が逝去後も暮らしている。家屋の老朽化が進んでおり、もし転居を迫られた場合、賃貸物件を探すのは難航すると思われる。

(障がい福祉) 特定非営利活動法人roots(相談支援事業者)から 1/2

(特定非営利活動法人rootsの支援からみえること)

1. 住居を探している方への支援

相談支援の中で、「住まいを探している」という方は少なからずいます。rootsで対応するケースのほとんどは、精神障害又は発達障害をお持ちの方です。

＜今までの対応から見えることを以下にまとめました。＞

- ・見つけた方は、皆さんご自身で不動産を回り見つけている
- ・支援者が不動産屋に同行して見つかったことがない。支援者が付き添うと、余計に見つからない印象です
- ・本人または家族が議員に相談し、見つけたケースが複数います。

＜見つからない要因を以下にまとめてみました＞

- ・「精神障害(発達障害)」のために断られるという印象
トラブルがあるケースというイメージがある様子、トラブルを実際に経験したことのある不動産事業者も多いようです
- ・ご本人が、「何度も確認のために電話をする」「内見予定のキャンセルや時間変更が多い」「いくつもこだわりが多く、妥協できないことが多く、好みの物件がない」「保証人協会の利用を希望」というケースが断られることが多いようです。対応の仕方や態度で面倒なイメージが強いと断られてしまうようです
- ・精神障害だけではなく、発達障害の特性や知的障害のB2等軽めの方が対応困難と感ぜられやすく、ご本人も不動産屋の態度が気に入らないことが増え、交渉成立しないことが多いと思います(ご本人から断ってしまう場合もある)

※法人としては、「障害特性で対応困難と感ぜられてしまう」というところに、なんとか取り組んでいきたいと思っています。

(障がい福祉) 特定非営利活動法人roots(相談支援事業者)から 2/2

2 継続して住み続けていくための支援

rootsで受けている相談内容には、そこに住み続けていくための支援も求められ、対応しているケースもあります。

「家主(不動産)とうまくやり取りができない」「隣人の騒音に家主(不動産)が対応してくれない」

「部屋の修理をしてくれない(家主からするとクレームが多いと感じる?)」

「家賃滞納」→家族からの相談が多い。肩代わりして支払っているが何とかしたい。

上記の内容のケースの場合の多くは、支援者の介入があれば暮らし続けていけると思います。

<まとめ>

相談対応から見えたことをまとめてみました。

- ・「住宅確保要配慮者」として、支援を受けた方が良い方の多くは、複数の要件を持っている
- ・在宅だった方が入院(入所)をし、退院後の住まいを探すことが困難
- ・在宅で家族と同居していた方が、虐待や死別、入院入所等の理由で単身となった場合の住まいを探すことが困難
- ・住宅確保要配慮者は、「住み続けていくためにも支援が必要」なことが多い
- ・住み続けていくための支援は「見守り」と称して、幅広い内容が含まれており、対応する支援者が少ない又は事業者が他分野にまたがるため連携が必要
- ・「見守り」には、訪問、同行、電話対応、マネジメント、通訳や代弁機能を含めたマネジメント機能、連携を図るつなぎ役等、多岐にわたる機能を求められる
- ・「見守り機能」を実施するためには、本人、家族、近隣との信頼関係の構築が必須

(権利擁護)座間市成年後見利用促進センターから 1/2

「衣食住」住まいの安定については精神的な安定につながる大きな問題であると認識しています。中核機関として開所後、1年3ヵ月の間にも下記相談が多く寄せられています。

65歳以上の年金生活になった場合や高齢者の二人暮らしから単身になった場合の賃貸家賃の問題、独身の方でアパートの後始末の心配などが多いです。

◎賃貸の家賃の支払の問題→夫が亡くなった等生活の変化

◎保証人がいない問題(兄弟等も高齢で亡くなった)

◎自分に何かがあった時に準備をしておきたいが、費用面で任意後見や死後事務委任契約が難しい。

◎8050問題が表面化。
それぞれの住まいを探す問題等

◎自宅の老朽化・しかしお金がないので修理が出来ない。
転居も出来ない。

そ ソーシャルワークの現場の声

38

(権利擁護)座間市成年後見利用促進センターから 2/2

- ◎県営住宅などの公営住宅の手続きが複雑、退去する時の原状回復等の困難さ。
他県には申し込みが出来ない等。事務手続きの簡略化
- ◎保証人が立てられない方の入居のあり方
→地域包括支援センター等との連携も必要
- ◎URの家賃→生活の変化があった時の対応を。
家賃補助、シルバーハウジング棟を増やす等
- ◎市営住宅のあり方
→事務手続きの簡素化や、福祉との連携
→更新手続きが出来ず、地域包括支援センターが支援をしていた。
住宅と福祉の連携の必要性。
- ◎(住宅施策において)地域包括支援センター、ケアマネジャー等の仕事の範囲を超える部分について福祉職との連携の仕組みを検討すべき。
- ◎任意後見のあり方を士業の先生方、福祉職、社協、行政で何か検討できないか

そ ソーシャルワークの現場の声

(生活保護)NPO法人ワーカーズコレクティブ協会から 1/2
(居住不安定者等居宅生活移行支援事業)

「はたらっく・ざま」においてはチーム座間のもと、自立サポート相談を軸にそれぞれの事業特性を生かした役割分担をしています。が、「はたらっく・ゆがわら」においては2019年より神奈川県から就労準備支援事業、居住不安定者等居宅生活移行支援事業、子どもの学習支援事業を共同企業体形式で受託しており、利用者の実態が見えてきました。

まず、この事業の対象者はホームレス状態の方ですので、居宅での暮らしが可能な方が出たら生活保護のCWから連絡が来ることになっています。物件は、この事業の開始時に湯河原市内の全不動産屋さんに出向き提供可能な物件がどのくらいあるのか把握、協力をお願いしておりますが、実際は緊急連絡先探しに翻弄しているのが現状です。

利用者に何とかお願いできそうな人を見つけてもらいますが、最初のステップを低くできないかと思っています。めぼしい物件の内覧同行、転居にむけた準備、引っ越し、「はたらっく」で、転居先のもろもろの手続きの説明やサポートをしています。

転居後1年間の定着支援として生活面でのサポートを中心に実施していますが、就労準備支援事業の生活訓練講座 同様に、調理実習、健康づくり、金銭管理、サロン 茶話会などを実施、アパートでの暮らしぶりや健康状態を把握しています。スタッフや新しい環境に慣れてくると毎月1回、「はたらっく」に来てお話をして帰る利用者もいます。1年経ても利用者はそのまま支援の継続を願う方が大半です。

そ ソーシャルワークの現場の声

(生活保護)NPO法人ワーカーズコレクティブ協会から 2/2
(居住不安定者等居宅生活移行支援事業)

現在の利用者の年代は40代から65歳までの方で、障害がある方もいます。就労準備も実施しているので、転居後、就労準備を利用する方もいらっしゃいます。何か困ったことがあったらいつでも相談できる関係が良いのだと思います。実際、病気になって入院したり、けがをしてどこへ行ったらよいかわからない利用者に病院を探して紹介したり、就労準備の利用者と一緒にクリスマス会に参加したり、小さなコミュニティに触れるようになりました。

不動産屋さんからは、はたらくがあるので安心して貸せるとの評価をいただくようになりました。多分、個人との契約関係では不安な方たちですので、不動産屋さんにとっても何かあったら相談できる人が必要で、「はたらく」がその役割を果たしています。

利用者が地域で安心して暮らし続けることができるためには、安心できる場所があるかどうかです。自分のことを理解してくれる人達がいて、そこに居場所があって、ニーズに応じて就労や生活支援につながる場でもあるのが理想で、居住不安定者等居宅生活移行支援事業は限界があります。

居住支援法人が具体的な支援を行い、居住支援協議会のネットワークで幸せな出口をつくれたらと思います。

そ ソーシャルワークの現場の声

(こども・若者支援)あすなろサポートステーション(社会的養護自立支援事業)から

社会的養護を経験したケアリーバー含め、被虐待・ネグレクト等の影響により頼り先の少ない若者が、居所を失った際に確保するための資金や、頼り先が少ないということが多々あるということがまだまだ知られていません。

今日、さまざまな要因で住居確保が困難になっている方がいらっしゃる中で、住居確保(ハウジングファースト)が最優先の課題である「若者」がいることを皆さまに知っていただけたら幸いです。参考までに資料を添付します。(参考資料2)

『そ ソーシャルワークの現場の声』まとめ

- ・生活困窮者支援、高齢者福祉以外の福祉領域においても、「住まい」に関するニーズは広範に存在する。
- ・『本人と「住まい」』を中心とした生活支援のあり方については、福祉分野の内においても横断的な議論が必要ではないか(基礎自治体レベルの可能性/“地域生活課題”としての「住まい」)(国・制度レベル/「？」)

地方自治法

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

“「住民の福祉の増進」は、自治体の福祉を所管する部局だけが担う業務ではなく、地方自治体の本務であることを伝える条文である。”

(明治学院大学社会学部 新保美香教授『社会福祉研究』第146号/書評「誰も断らないーこちら神奈川県座間市生活援護課ー」)

参加による住まいの再生

もうひとつの団地再生——民間社宅団地再生と地域再生の連携

座間ホシノタニ団地

所在地：神奈川県座間市 事業者：小田急電鉄+座間市 社宅改修：2015年6月 事業内容：リノベーション賃貸住宅、借上げ市営住宅、子育て支援センター、農家カフェ（現在はランドリーカフェ）、貸し農園、広場、交流イベント、ホシノタニマーケット年数回

妻側の星座のデザイン



社宅を生かす

小田急小田原線座間駅前にあった1960年代に建設された4棟の小田急電鉄の社宅をリノベーションしたものである。「人とつながる、まちとつながる、みんなの駅前団地」をめざし、団地の真ん中に広場を配置し、広場のまわりと団地の1階にみんなが集えるような施設や場所を配置し、公共性の高い空間を座間市との官民連携で整備を行った。



リノベーション前（社宅の塙、閉鎖的な空間）

閉じた社宅から地域に開かれた空間へ

フェンスで囲まれ周囲に対して閉鎖的な場所であった社宅を、フェンスをなくしてまちに開放して人々の出入りを自由にすることで、自然と人が集まり地域とのつながりを生み出し、賑わいと住環境の共存空間を目指した。また、団地を公園のように捉え、子どもたちが集まって遊ぶ場所や通り抜ける道として使われることで、まちの一部として機能し、新たな公共性をデザインし直すことができた。



ホシノタニマーケット

まちの物語性の継続

ホシノタニ団地に座間の歴史を物語として導入し、リノベーションによって建物の歴史的文脈の継承をめざした。近くにある座間の古刹・星谷寺には、昼でも満天の星を映すという伝説の井戸がある。その千年の歴史を受け継ぐ団地として、星と星がつながり星座になるように、人と人、人とまちをつなぐ場所になってほしいという思いを込めて「ホシノタニ団地」と名付け、各棟の妻側には、テーマカラー毎に四季の星座を散りばめたデザインを行っている。

地域とのつながりの創出

2015年の竣工以降、年に数回のペースで「ホシノタニマーケット」というイベントを開催し、地域の人とのつながりや交流を生み出している。

自治体との連携

小田急電鉄と座間市は、将来にわたる駅前連携施策について検討を行い、社宅を活用した借上げ市営住宅や子育て支援センターの賃貸借によるテナント入居を行っている。これにより、多世代交流が図れるとともに、自治体との契約により空き家リスクが軽減され、事業性の安定が図れ、民間賃貸住宅部分などでより大胆な事業展開を可能にした。このように公民が連携することで、遊休資産の利活用が図られ、人口減少に歯止めを掛ける施策を展開することができた。なにより、各駅停車しか停まらない郊外の駅でも、魅力あるまちづくりが可能なことを確認できたことは大きな成果であった。

（文責：浅黄美彦）



子育て支援センター



貸し農園と広場



座間駅のデッキからホシノタニ団地入口付近



あすなろ

サポートステーション

神奈川県委託社会的養護自立支援拠点事業
運営法人：社会福祉法人白十字会林間学校

<児童相談所等>



①支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

<民間団体への委託等>



②生活相談支援担当職員（生活相談支援）

- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援
⇒ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助
- ※ 安定した退所後の生活を確保するため、退所後の一人暮らし体験の支援 等

③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓 ・就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等

④嘱託医等（医療連携支援）

- ※ 嘱託医等と契約するなど、医療的な支援が必要な者に対する支援を行う

⑤弁護士等（法律相談支援）

- ※ 弁護士等と契約し、法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）への対応を行う

措置解除

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

（家庭復帰又は自立した児童）



- ※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能

（引き続き施設等に居住する児童）



- ⑥住居費支援（里親・施設の住居費費を支援）
- ⑦生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）
- ⑧学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）
- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。



※措置費による自立支援

- 進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援を拡充
【令和2年度～】
【1か所当たり約580万円】
- 就職の際に必要な被服類等や大学進学等の際に必要な学用品等の購入費等の支援
【児童1人当たり最大約28万円】

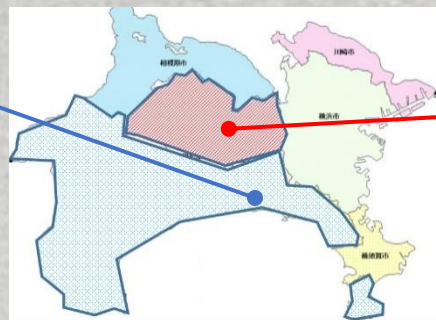
22歳

令和5年度からのあすなろサポートステーション事業



既設

湘南地域



新設+機能拡充

県央地域



あすなろサポートステーション

① 生活相談・就労相談

② 法律相談

③ 医療連携支援

1 身近な地域での
相談を求める若者
の声

2 一時的な居所を
必要とする者の
増加

あすなろサポートステーションの
サテライトとなる相談室

① 生活相談・就労相談

② 法律相談

③ 医療連携支援

④ **居住機能を新設(1室)**

・サテライトで緊急避難的な居所を提供
・毎年10件程度発生する居住喪失(可能性)に
伴う相談に対応

社会的養護 自立支援拠点事業とは？



児童養護施設等を退所した後、または退所に向けて、こども本人を主体とした、社会的自立をサポートする事業です。

あすなるサポーターとは？



あすなるサポートステーションと各児童養護施設等を繋ぐ、各施設に配置された職員さんです。

あすなる県央ランチとは？



あすなるサポートステーションのサテライトです。
あすなるサポートステーションと連携して、みなさまの地域での暮らしをお近くでサポートします。一時的な住まいをサポートするためのお部屋も備えています。

わたしたちの活動



相談支援・同行

来所による相談以外にアウトリーチでの相談、役所や病院、法律事務所など関係機関への同行や手続きをサポート。

児童研修

施設入所児童等への自立に向けた研修、あすなるサポートステーション見学会、個別相談の実施。

児童交流

ステーションの心地良い雰囲気を活用した交流の場。毎週土曜日の夕食提供。

サポーター養成

自立支援に関する研修、アフターケアのアドバイス等の支援者向け養成研修の実施。

就労支援

協力企業の開拓、職場見学や職場体験を経ての就労支援、継続支援。

情報収集・発信

毎月の通信発行、情報メールやSNS発信、関係機関とのネットワーク作り、あすなるサポーター・関係機関を交えた毎月の連絡会の事務局運営。

自立支援コーディネーター

児童養護施設等と、児童相談所、他関係者と連携しながら本人参加のもと継続支援計画を作成。

あすなる サポートステーション'S PHOTOS



広々としたダイニング



落ち着いたスペース



見晴らしの良い大きな窓

あすなるでの相談風景



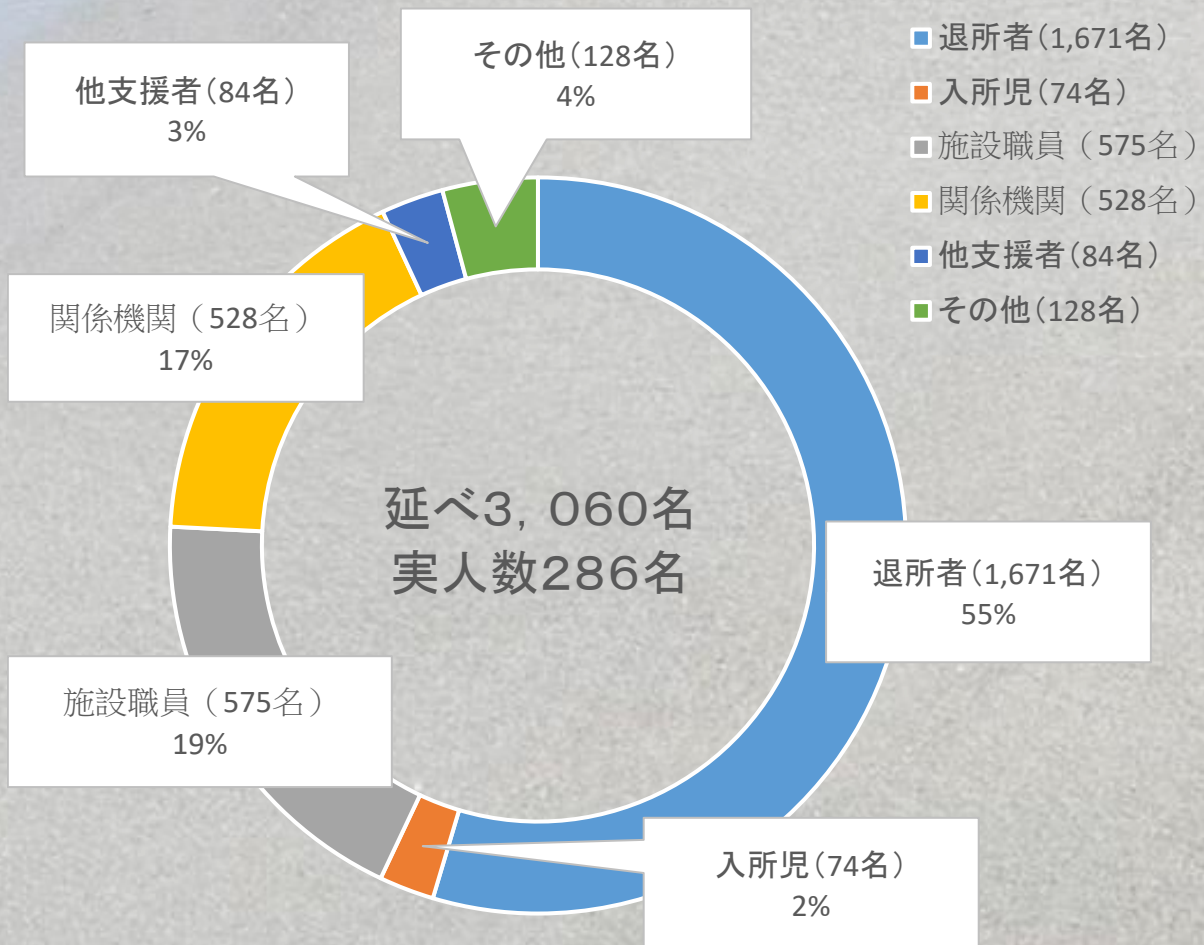
児童研修の様子



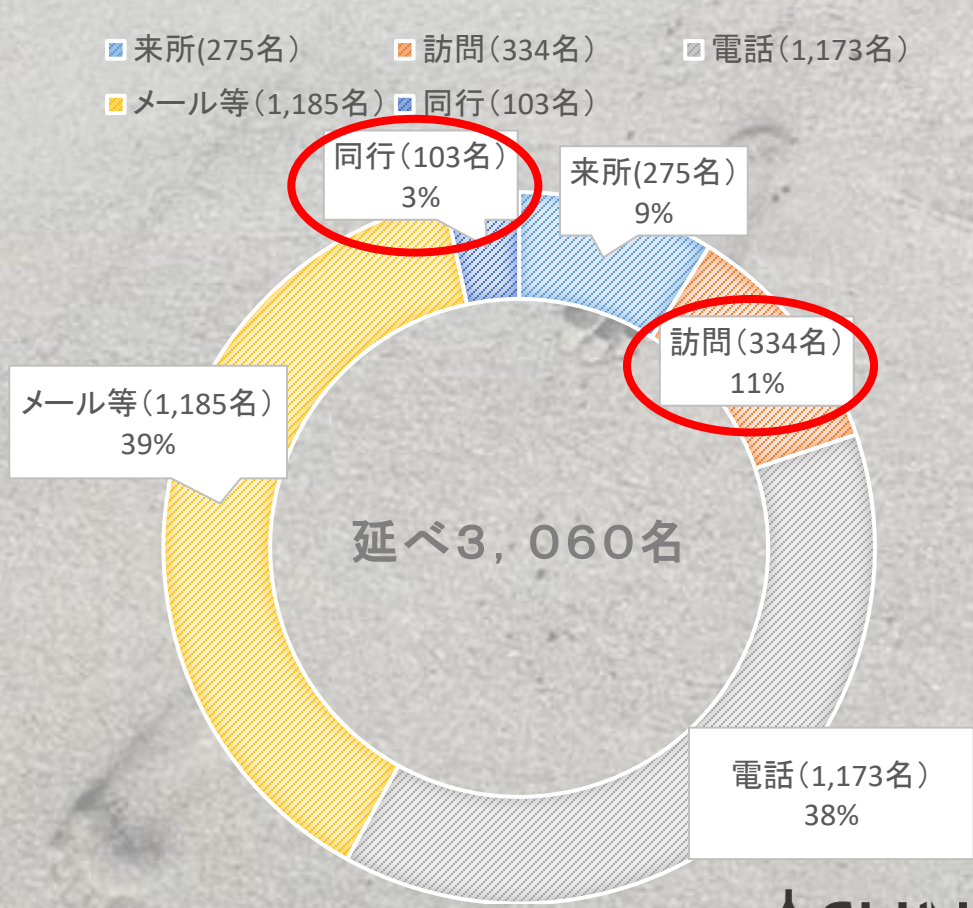
和やかな土曜の食卓

令和3年度 退所後ケアの実施

①相談者属性

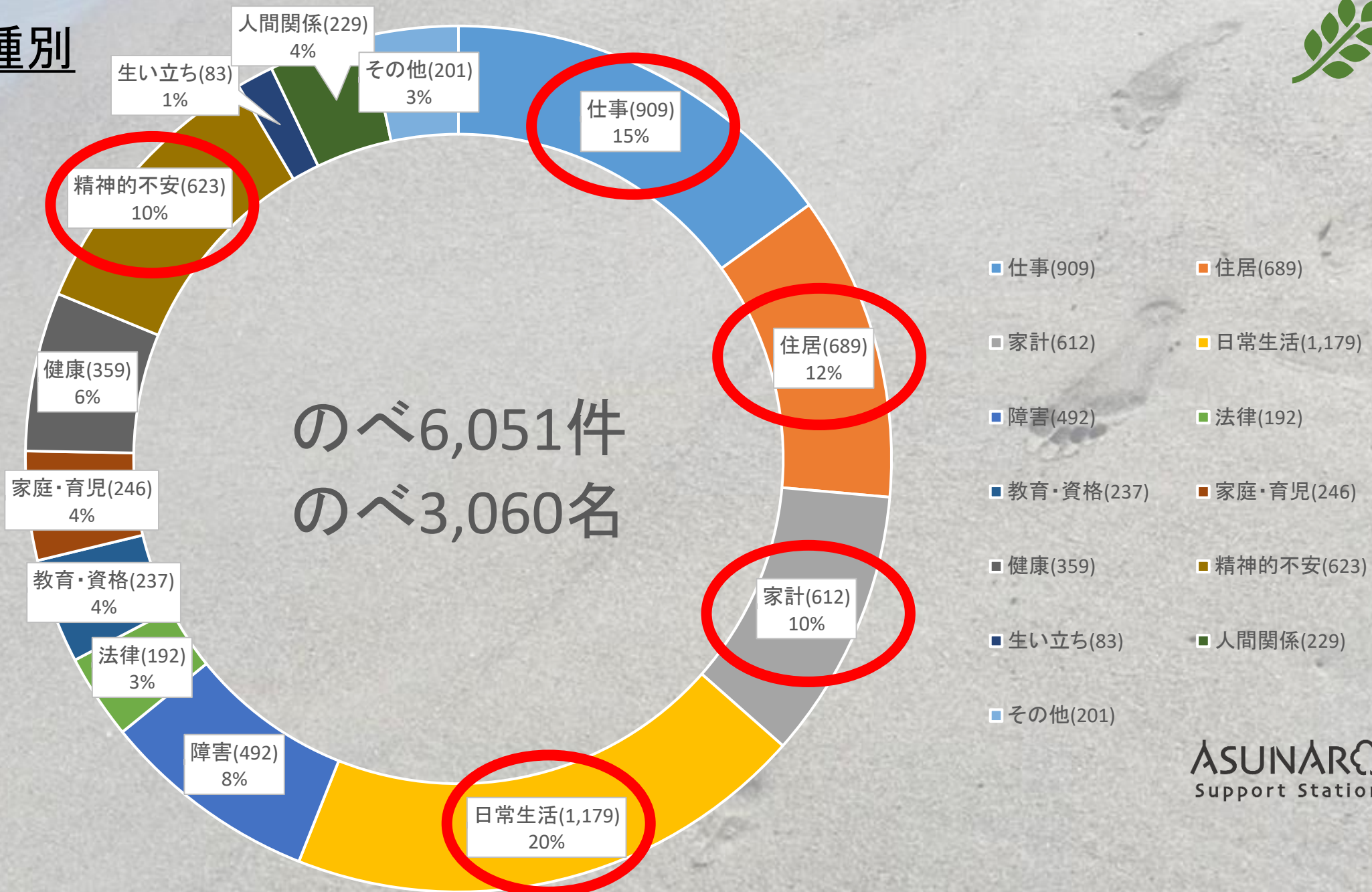


②相談方法





③ ケア種別



住居確保のための助成金①

【目的】

児童養護施設で暮らしてきた若者には、さまざまな理由で住居を確保することが困難な場合があります。「臼井伸二未来へつなぐ基金～児童養護施設出身者の住居確保支援～」は、神奈川県横須賀市・藤沢市の児童養護施設を退所予定または退所した者に、**賃貸住宅への入居に必要な住宅費用を給付**します。施設を退所して進学や就職したり、寮付きや住み込みの仕事を離職したりした際に、**自立の生活拠点を築くはじめての一步**を後押しして、それぞれが目指す道へ進むための手助けとなることを願います。

2023年6月1日

公益財団法人 日本フィランソロピック財団
「臼井伸二未来へつなぐ基金～児童養護施設
出身者の住居確保支援～」

募集要項

応募受付：随時（通年募集）

1. 目的

児童養護施設で暮らしてきた若者には、さまざまな理由で住居を確保することが困難な場合があります。「臼井伸二未来へつなぐ基金～児童養護施設出身者の住居確保支援～」は、神奈川県横須賀市・藤沢市の児童養護施設を退所予定または退所した者に、賃貸住宅への入居に必要な住宅費用を給付します。施設を退所して進学や就職したり、寮付きや住み込みの仕事を離職したりした際に、自立の生活拠点を築くはじめての一步を後押しして、それぞれが目指す道へ進むための手助けとなることを願います。

2. 募集の概要

募集内容	児童養護施設の退所予定者または退所者に対し、住居確保に必要な費用（家賃・敷金・礼金・仲介手数料）を給付し、自立を支援します。
給付対象者	以下の全てを満たす者 <ul style="list-style-type: none"> 横須賀市・藤沢市に設置される児童養護施設を退所予定者または退所者 進学・就職または離職等の際の住居確保が困難な者 年齢が22歳以下の者 在所または退所した施設の施設長の推薦を受けた者
1人あたりの給付額	一律25万円（給付は1人一回のみ）
募集期間	通年募集
給付の決定	原則として、財団が応募用紙を受領してから3週間以内を目処に給付可否の結果をお知らせします。

住居確保のための助成金②

1 事業趣旨

生活困窮その他の困難を抱える若者に対して、登録団体を通じて社会に巣立つためのチャレンジを支援することを目的とします。

2 対象

- ① 生活困窮世帯等(生活保護世帯・ひとり親世帯含む)
- ② **ケアリーバー**
- ③ **被虐待経験者**
- ④ 不登校・ひきこもり
- ⑤ ケアラー・ヤングケアラー
- ⑥ その他進学・就職・居住に関して困難を抱える者

3. 一人暮らしの費用

アパート契約の**初期費用 25,000 円 敷金・礼金・家具・家電等**



かながわ つばさプロジェクト

子ども・若者の社会への巣立ちを応援します

大学等の受験費用 35,000円	ひとり暮らしの費用 25,000円
就職活動の費用 40,000円	<申請期限> 各指定団体にお問合せください

●対象者

- ① 39歳以下(令和4年4月1日現在)
- ② 神奈川県内に在住すること
- ③ 以下のいずれかに当てはまること
 - ア 生活困窮世帯
 - イ ケアリーバー
 - ウ 被虐待経験者
 - エ 不登校・ひきこもり
 - オ ヤングケアラー
 - カ その他、進学・就職・居住に関して困難を抱える者

●申請方法

右のウェブサイトをご覧ください



●問合せ先

<制度全般について>
NPO法人神奈川子ども未来ファンド
☎ 045-212-5825
✉ info@kodomofund.com

<申請手続きについて>
各指定団体にお問合せください。

このプロジェクトは、株式会社アイネット様の協賛金により実施しています。

